



融資の内容

1 ご契約と金利

ご契約と金利については以下の通りです。

- 「金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書」により、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約を同時に締結します。
- **契約時の金利を適用**します(借入申込時の金利から変更となる場合があります)。金利は毎月1日に見直しています。
- 償還完了まで変わらない固定金利です(一部の融資※)を除く)。

最新の金利は、事業団ホームページ、広報誌「月報私学」をご覧ください。

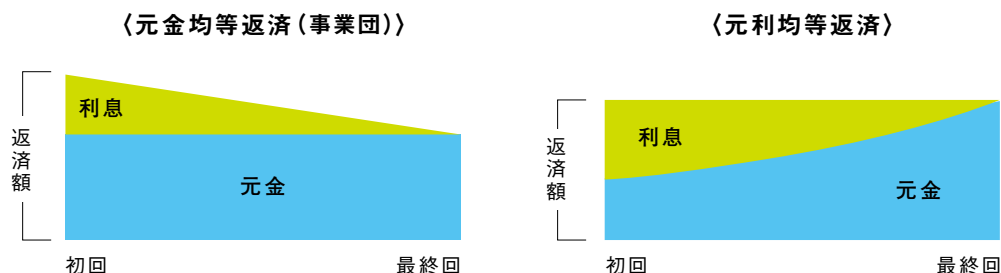
(ホームページアドレス https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

※東日本大震災・平成28年熊本地震・令和6年能登半島地震復旧支援融資

2 ご返済方法

- ご返済方法は、元金を借入年数(利息だけをお支払いいただく据置期間を除く)で均等に割り振り、残金に対して利息を計算する元金均等返済となります。

元利均等返済は元金と利息を合計したお支払額がご返済期間中は一定となります。一方、事業団の元金均等返済は、元金と利息を合計したお支払額はご返済期間の当初は多くなりますが、ご返済が進むにつれて少なくなります。



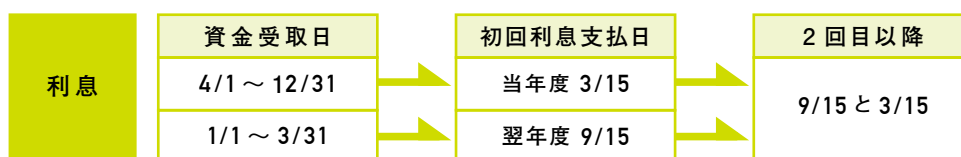
- 元金のご返済は据置期間(利息のみの支払期間)後、毎年1回(9月15日または3月15日※)です。

なお、元金返済日は、据置期間の設定により変更することが可能です。例えば3月のお借入の場合、元金のご返済は通常9月となりますが、据置期間を半年あるいは1年半とすることで、3月のご返済とすることが可能です。



- 利息のお支払いは、年間の利息分を2分の1ずつ年2回(9月15日と3月15日※)の後払いです。

なお、初回のお支払いのみ資金受取日から利息支払日までの日数計算となります。



※「⑧校教具等の整備に必要な資金」「⑨教育環境を充実させる等経営に必要な資金」「⑩激甚災害により被災した場合に当面必要となる資金」の元金及び利息支払日は、契約日に応じて個別に決まります。例えば、契約日が10月20日の場合、元金返済日は4月19日または10月19日(年1回)、利息支払日は4月19日と10月19日(年2回)となります。

3 ご返済期間と据置期間（利息のみの支払期間）

6～9ページの融資の対象となる事業と照らしてご確認ください。

融資費目	返済期間30年※1		返済期間20年		返済期間10年		返済期間6年	
	年賦年限	うち据置期間	年賦年限	うち据置期間	年賦年限	うち据置期間	年賦年限	うち据置期間
一般施設費 ①～⑤	30年以内	2年以内	※2 20年以内	2年以内	10年以内	2年以内	6年以内	1年以内
特別施設費 ⑮⑯	30年以内	2年以内	20年以内	2年以内	10年以内	2年以内		

※1 「返済期間30年」は、原則として融資契約額が**10億円以上**の場合、大学・高専機能強化支援事業に選定された施設整備事業の場合、または特別施設費のうち大学病院にかかるものの場合にご利用いただけます。また、**木造建物については対象となりません**。

※2 ③沖縄分の年賦年限は20年以内（据置期間2年以内）となります。

融資費目	⑥大型設備・情報技術 ⑦解体工事		⑧校教具等 ⑨教育環境充実資金		⑩災害復旧経営資金	
	年賦年限	据置期間	年賦年限	据置期間	年賦年限	据置期間
教育環境整備費 ⑥～⑩	8年以内	2年以内	※3 5年以内	※3 0.5年以内	4年以内	3年以内

※3 大学・高専機能強化支援事業に選定された学校法人の場合、年賦年限は8年以内、据置期間は2年以内となります。（→27ページQ15）

融資費目	⑪特別災害		⑫一般災害		⑬復旧支援（東日本・熊本・能登半島）	
	年賦年限	据置期間	年賦年限	据置期間	年賦年限	据置期間
災害復旧費 ⑪～⑬	23年以内	2年以内	18年以内	2年以内	20年以内	5年以内

融資費目	⑭公害対策費	
	年賦年限	据置期間
公害対策費 ⑭	18年以内	3年以内

4 担保物件と連帯保証人

■担保物件について

- 原則として学校法人等所有の土地（校地）及び当該土地上の全ての建物（校舎）を担保として提供していただきます。設備、備品、バス、有価証券等は対象となりません。
- 抵当権の順位は、事業団のみを第1順位として設定することが条件となります。担保提供予定の物件に事業団以外の抵当権（根抵当権を含む。）が既に設定されている場合は、当該抵当権者に先順位を事業団に譲ることについての合意を確認し、契約までに所定の「〔根〕抵当権順位変更合意証書」を事業団にご提出いただく必要があります。
- 原則として、土地のみを評価対象とし、相続税路線価をベースに評価額を算出します。（→14ページ）
- 国や都道府県等から補助金を受けて整備した物件を担保とする場合、主務大臣または知事等の承認が必要となります。
- 建物を担保とする場合、その火災保険金請求権に質権を設定していただくことがあります。

■連帯保証人について

- 右の①～⑤のいずれかに該当する場合、学校法人等の理事長を含め、1名以上の連帯保証人が必要となります。詳しくはご相談ください。

- ①財務状況等に問題があると認められる
- ②財務情報（決算）をホームページ上で公表していない
- ③経常費補助金の減額または不交付の措置を受けている
- ④事業団からの借入金を滞納したことがある
- ⑤公租公課の滞納がある

- 連帯保証人は審査のうえ、最終的に事業団が決定します。
- 連帯保証人の設定時には、連帯保証人となる方が学校法人等の財務状況等を把握していることの確認のため、「連帯保証人受託確認書」を作成していただきます。確認書は連帯保証人による自署・押印後、事業団へ提出してください。（→26ページQ11）

5 融資の上限額

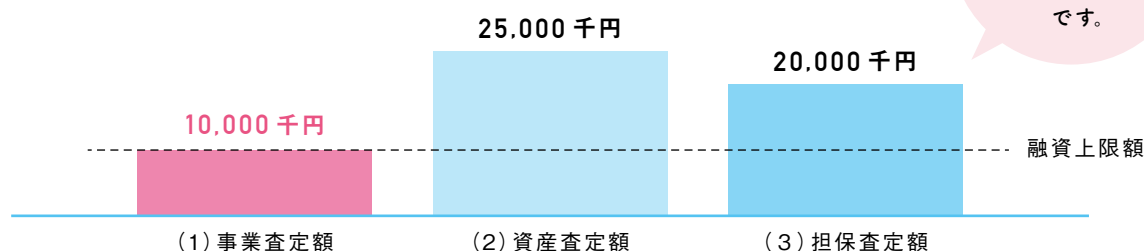
融資額は以下のように計算し、(1)～(3)の中の**最も低い金額**を上限として融資を行います。

(1) 事業査定額……………実施する事業から算出される金額

(2) 資産査定額……………法人の純資産から算出される金額

(3) 担保査定額……………担保物件から算出される金額

したがって、以下の例では融資額は事業査定額の10,000千円までが融資上限額となります。



(1) 事業査定額の計算

$$\text{事業査定額} = \left(\text{実施事業費} - \text{補助金}^{\ast 1} \right) \times \text{融資率}$$

※1 「補助金」とは、建築及び改修等にかかる国や都道府県から交付される補助金のことです。

※2 新たに開校等を予定している学校の事業(新・増設) (→26 ページ Q14) の場合、計算方法が異なります。

■ 融資率

一般施設費 災害復旧費(一般災害) 公害対策費 特別施設費	建築・土地買収等	80%以内 (95%以内)
	改修・土地造成等	75%以内 (95%以内)
災害復旧費(特別災害)		国からの補助金額と同額以内
教育環境整備費		80%以内 (95%以内)

※1 一般施設費のうち、教育研究環境高度化推進事業は補助対象事業費から補助金を除いた額が融資上限額

※2 建替え等の耐震改築利子助成融資、耐震改修利子助成融資(→15 ページ) は、耐震に関わる補助金が交付される事業であれば、融資率は100%以内

※3 幼稚園、認定こども園が実施する事業は括弧内の融資率を使用

(2) 資産査定額の計算

資産査定額は、融資を受けようとする年度の前年度末における法人の貸借対照表の金額を用いて算出します。

$$\text{資産査定額} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{資産の部の合計額}} \\ \text{(総資産)} \end{array} - \begin{array}{c} \boxed{\text{負債の部の合計額}} \\ \text{(総負債)} \end{array} \right) \times \boxed{30\% \text{ ※1・2}}$$

純資産の部合計

※1 建替え等の耐震改築利子助成融資、耐震改修利子助成融資については40%となる場合があります。(→16・17ページ)

※2 幼稚園、認定こども園が実施する事業については40%となります。

(3) 担保査定額の計算

担保査定額は、提供される担保物件の評価額に担保率(80%以内)を乗じて算出します。この担保率については、融資審査において事業団で決定します。

$$\text{担保査定額} = \boxed{\text{担保物件の評価額}} \times \boxed{\text{担保率(80\%以内)}}$$

- ❗ 担保物件の評価額については、相続税路線価をベースとし、事業団の定めによって面積等に応じた補正を行い評価額を算出します。相続税路線価については、国税庁の財産評価基準書を用います。
(参考: 国税庁ホームページ <https://www.rosenka.nta.go.jp>)
また、相続税路線価が提示されていない場合は、固定資産税路線価等をベースとして用います。
- ❗ 事業団からの借入残高がある場合、担保物件の評価額に担保率を乗じた額が、新規借入額と現在の借入残高の合計額を上回る必要があります。
- ❗ 原則として、学校法人等所有の土地及びその土地の上に存在している全ての建物を担保として提供していただきます。
- ❗ **原則として土地のみを評価対象とします。**